

中標津町の景観まちづくり

建設水道部 都市住宅課

中標津町の概要



中標津町章

面積 684.87km²

人口 22,991人 (R3.7月末)

主産業 酪農：農家戸数289戸 乳牛飼育頭数43,033頭 (R3.8月現在)

全道町村商業ランキング 1位 82,919百万円 (H28)



中標津へのアクセス

東京（羽田）⇔中標津空港 100分（1日1便運航）

札幌（千歳）⇔中標津空港 50分（1日3便運航）

中標津空港から中標津市街地まで車で5分

帯広市⇒中標津 約200km 🚗約3時間



コンパクトなまちづくり



おいしいものが あつまるまち

手打ち蕎麦 ささ藪



鮭 わたなべ



知床ジンギスカン
そら



和風だいにんぐ
茶山



ミシュランガイド2017 中標津町内 レストラン掲載店



手打ちそば 伊とう



Osteria Felice



むらかみうどん



Fenetre



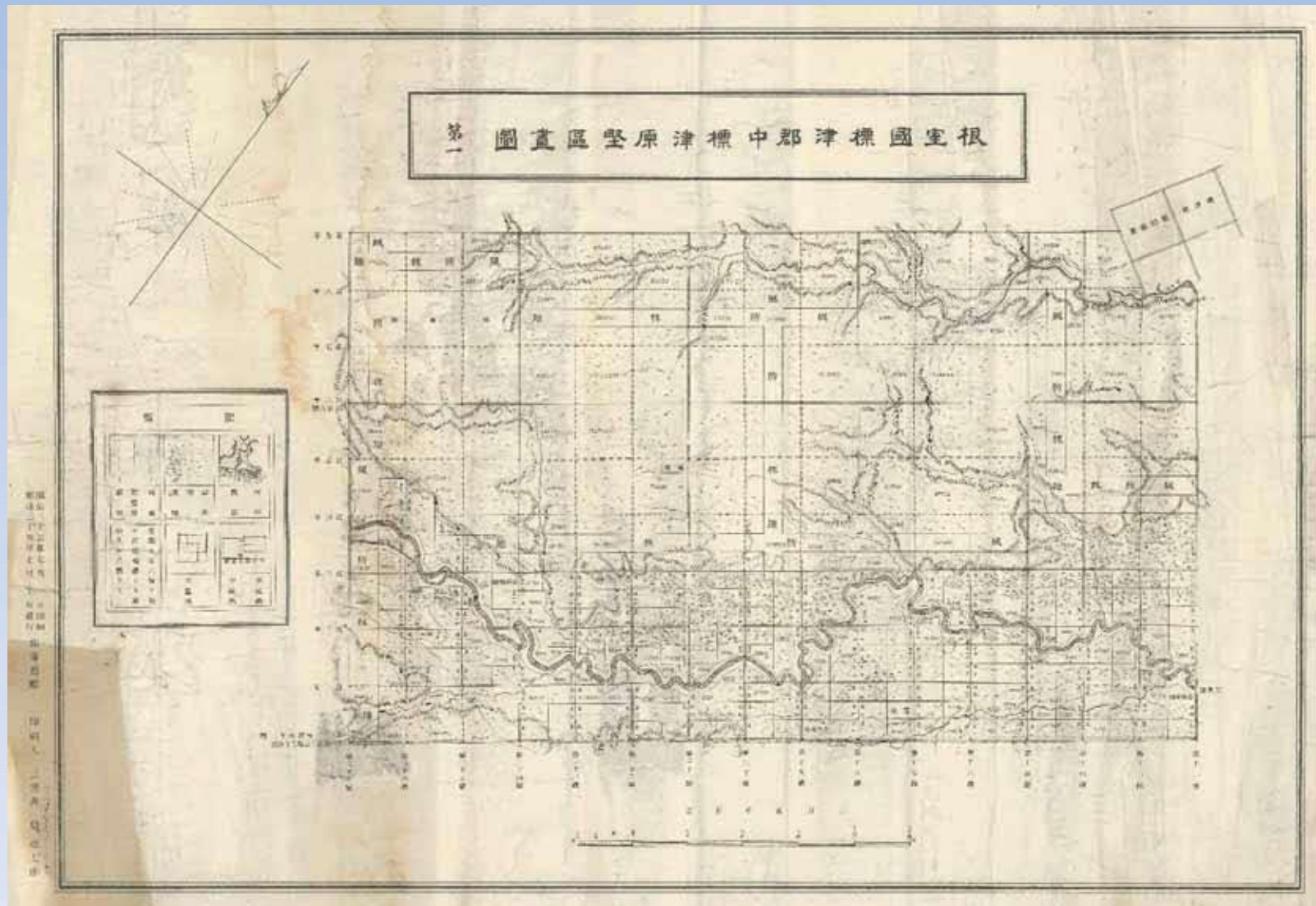
中標津町の歴史（開拓）

明治34年

中標津原野が殖民地として区画開放される

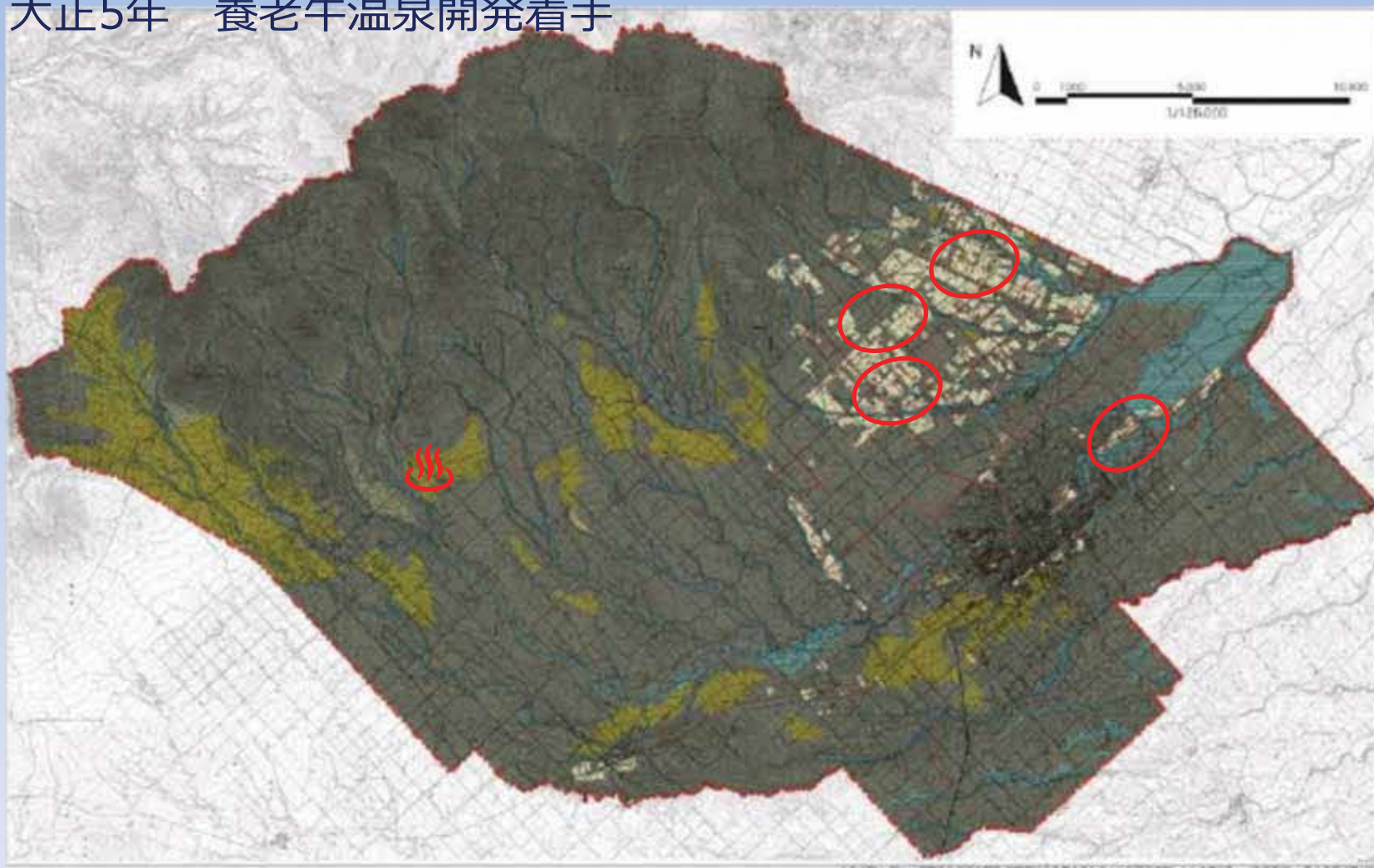
明治44年

徳島・静岡県人で組織された農業団体が入植

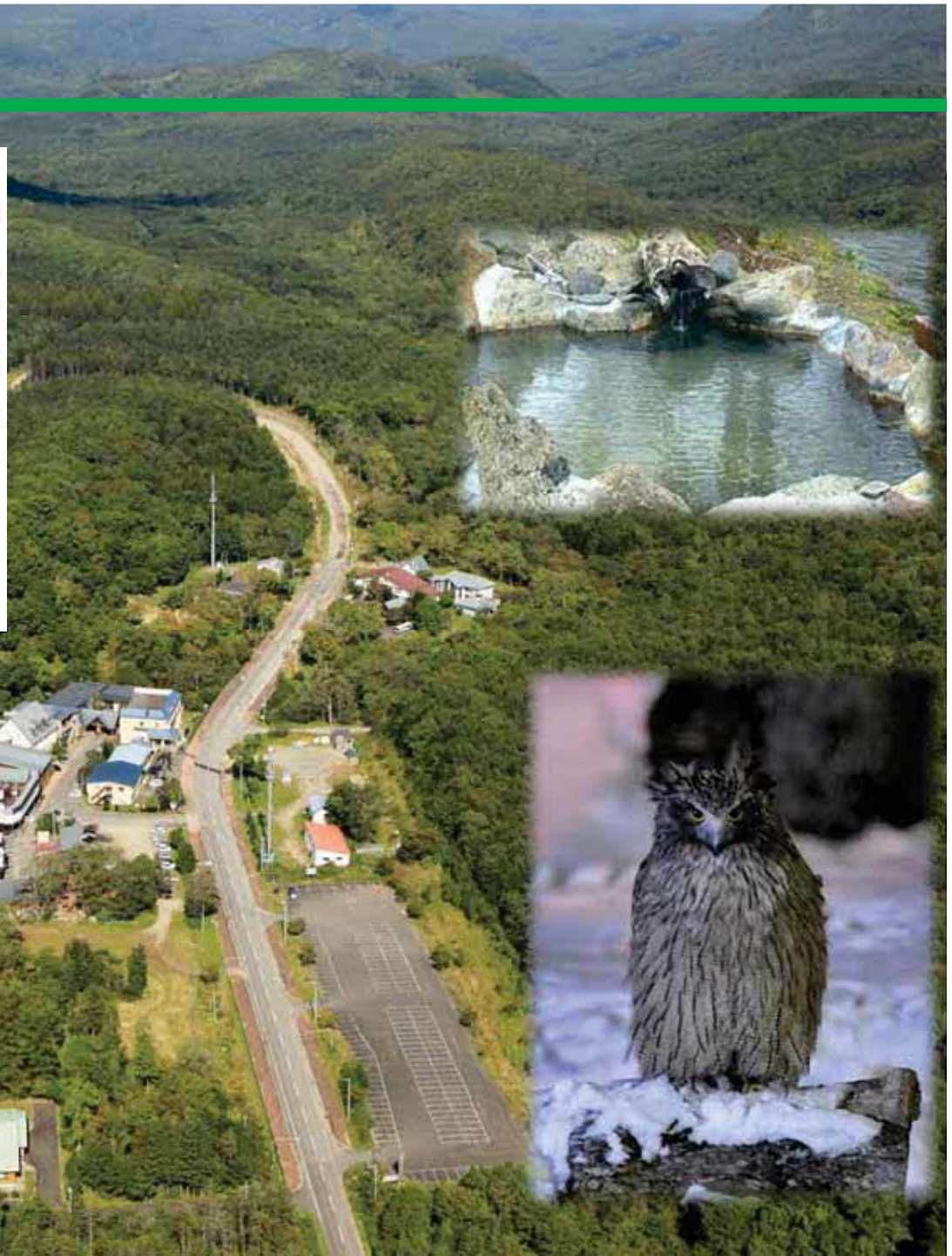
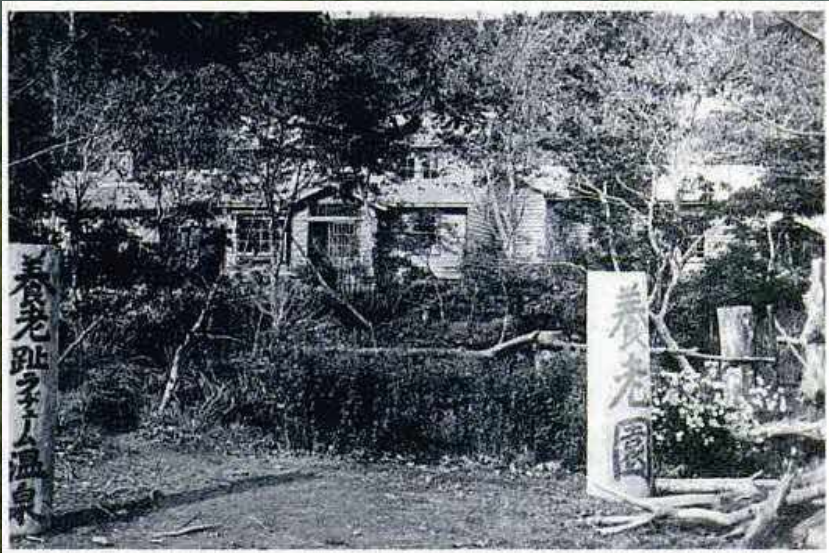


中標津町の歴史

明治44年 徳島・静岡県人で組織された農業団体が入植
大正に入り武佐、開陽、俣落、当幌に入植が始まる
大正5年 養老牛温泉開発着手



養老牛温泉



中標津町の歴史（交通）

大正13年 日本初の殖民軌道が厚床-中標津間で開通



中標津町の歴史（産業）

- 昭和 計根別をはじめ各地に入植が始まる
- 昭和2年 北海道農事試験場根室支場（現酪農試験場）設置
- 昭和8年 2年連続の冷害大凶作により畑作から酪農へ転換



登録有形
文化財

現在の姿



現在、文化財保存活用地域計画策定中

中標津町の歴史（中標津町になる）

昭和21年 標津村より分村

昭和25年 町制施行 都市計画区域指定



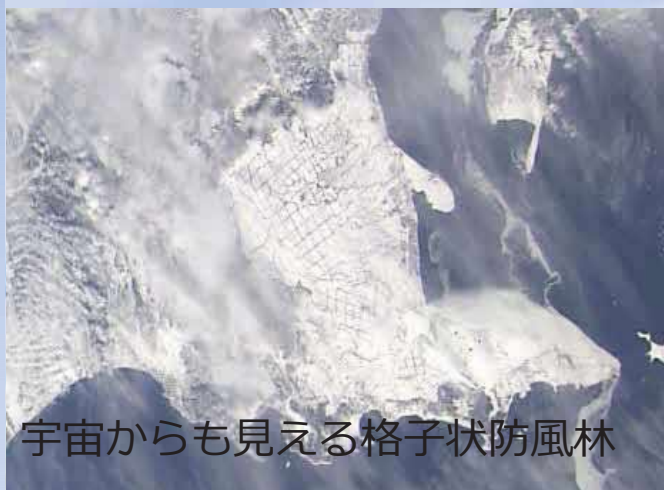
中標津町の発展

- 昭和40年 中標津空港開港
- 昭和52年 人口が2万人を超える
- 平成元年 JR 標津線廃止
- 平成13年 格子状防風林が北海道遺産に登録される



根釧台地の格子状防風林

180mの林帯幅を有し、総延長は648km
面積は4,741haで中標津町の森林面積の
14.3%を占めます。



宇宙からも見える格子状防風林



開陽台展望台



景観形成の取り組み

◆背景

・平成3年

開陽台周辺の大規模リゾート開発計画
ゴルフ場、スキー場、温泉付別荘、ホテル等



「開陽台の景観を守る会」 開発反対運動
開陽台シンポジウム 開発事業者との話し
合い



・平成6年

議会でもホテル建設計画に反対し景観上の配
慮を求める決議案を可決

バブルの影響もあり、計画取り下げ

平成8年 中標津町景観条例制定



中標津町景観条例（平成8年条例第12号）

中標津町景観条例 前文

わたしたちのふるさと中標津は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農経営と活発な都市活動が展開される緑豊かなまちである。

知床連山の山並みを背に、牧草地と防風林帯が織りなす緑の大格子が一面に広がり、遙かかなたには、丸い地球を実感できる緑の地平線を望むことができる。こうした中標津の景観は、先人達の開拓の歴史とわたしたちの日々の営みを映し出しているものであり、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産である。

私たち町民は、中標津が自然と共生し、心豊かで誇りを持って生活できる、そして訪れる人にも心地よいまちでありたいと願っている。

ここに私たち町民は、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、もって中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、次代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。

開陽台周辺地区を景観形成重点区域に指定（平成17年）

先人たちの開拓の歴史である大規模な牧草地と
北方領土まで一望できる景勝地を守る

- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転、除去
外観の修繕、模様替え、色彩の変更など
- ・ 屋外広告物の表示、掲出、物件の設置
- ・ 3,000㎡以上の開発行為
- ・ 10,000㎡以上の立木の伐採
などの行為を行おうとするとき・・・



事前協議申請



景観形成重点区域内における
行為の届出書



国道272号バイパス沿いの景観形成基準（平成18年）

まちの主要幹線である国道272号沿いの一帯は
まちの顔となるべき地区

前提条件：10,000㎡以上の開発行為
を行おうとする場合



- ・ 沿道緑化：道路と施設の間に緩衝緑地
低木、高木の植栽で修景
- ・ 敷地内緑化：敷地内緑化率6%以上
- ・ 敷地外周部緑化：常緑高木等で緑化修景
周辺との調和
- ・ 建物位置：緩衝帯や駐車場などでセットバック
- ・ 建物高さ：2階建て（10m以下）以下
- ・ 色：原色を避け、周辺環境に調和した色
など・・・・・・・・

事前協議→同意



携帯電話基地局設置に係る指導指針（平成19年）

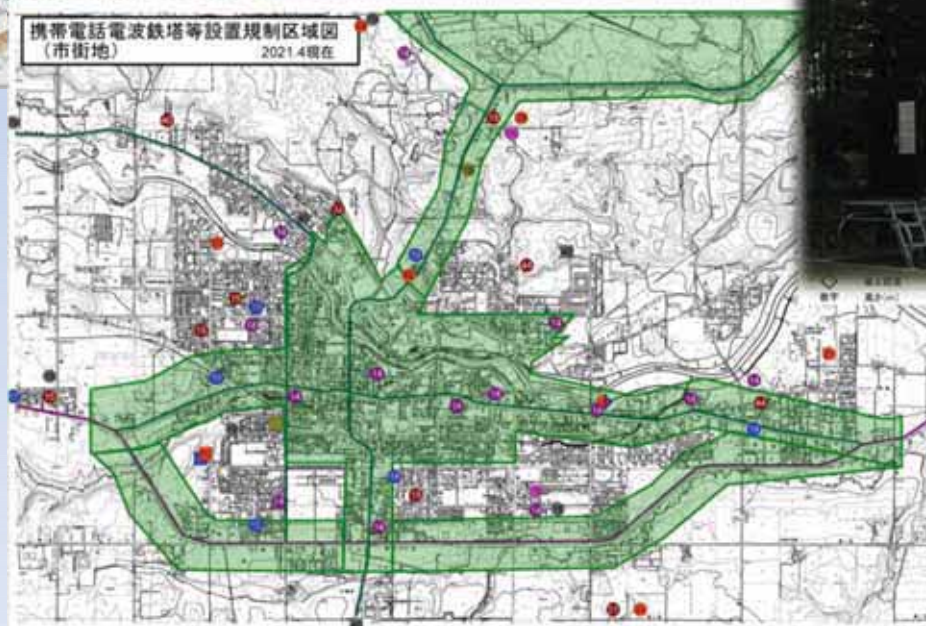
地域の自然、歴史、文化と人々の生活や経済活動と調和した土地利用

共通基準

- ・住宅地及び主要道路等から離れた位置（電波塔の高さの2倍以上）に設置
- ・電波塔の柱部分が自然林などに遮蔽される場所
- ・原則モノポール型（コンクリート柱または鋼管柱等）
- ・アンテナ部分は大きいリング状は避ける
- ・高さ31m（避雷針含む）
- ・原色は避け、周辺環境になじむ色
- ・高さ10mを超える場合は事前協議
- ・高さ15mを超える、各基準の原則によらない、景観形成に大きな影響を及ぼす恐れのある場合→景観審議会で審議

- ・規制区域の設定（原則電波塔の設置はできない）
- ・地区特性を考慮し地区ごとに基準
開陽台周辺地区 空港周辺地区 中央通・大通・国道272号バイパス沿い地区
市街地中心地区 市街地景観地区 集落市街地景観地区 農村景観地区

携帯電話基地局設置に係る指導指針（平成19年）



携帯電話基地局設置に係る指導指針（平成19年）



太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準（平成25年）

大規模な発電施設の景観形成を図る

前提条件：敷地面積10,000㎡以上の施設
売電を主たる目的とする場合



- ・ 沿道緑化：幹線道路と施設の間に緩衝緑地帯、植栽で修景
- ・ 敷地内緑化：敷地内緑化率6%以上
- ・ 敷地外周部緑化：常緑高木等で緑化修景周辺との調和
- ・ パネルの高さ：10m以下
- ・ 色：原色を避け、施設等の統一感に配慮。周辺環境に調和した色
- ・ 保安柵：圧迫感回避のため緩衝帯により後退距離（セットバック）を確保など…

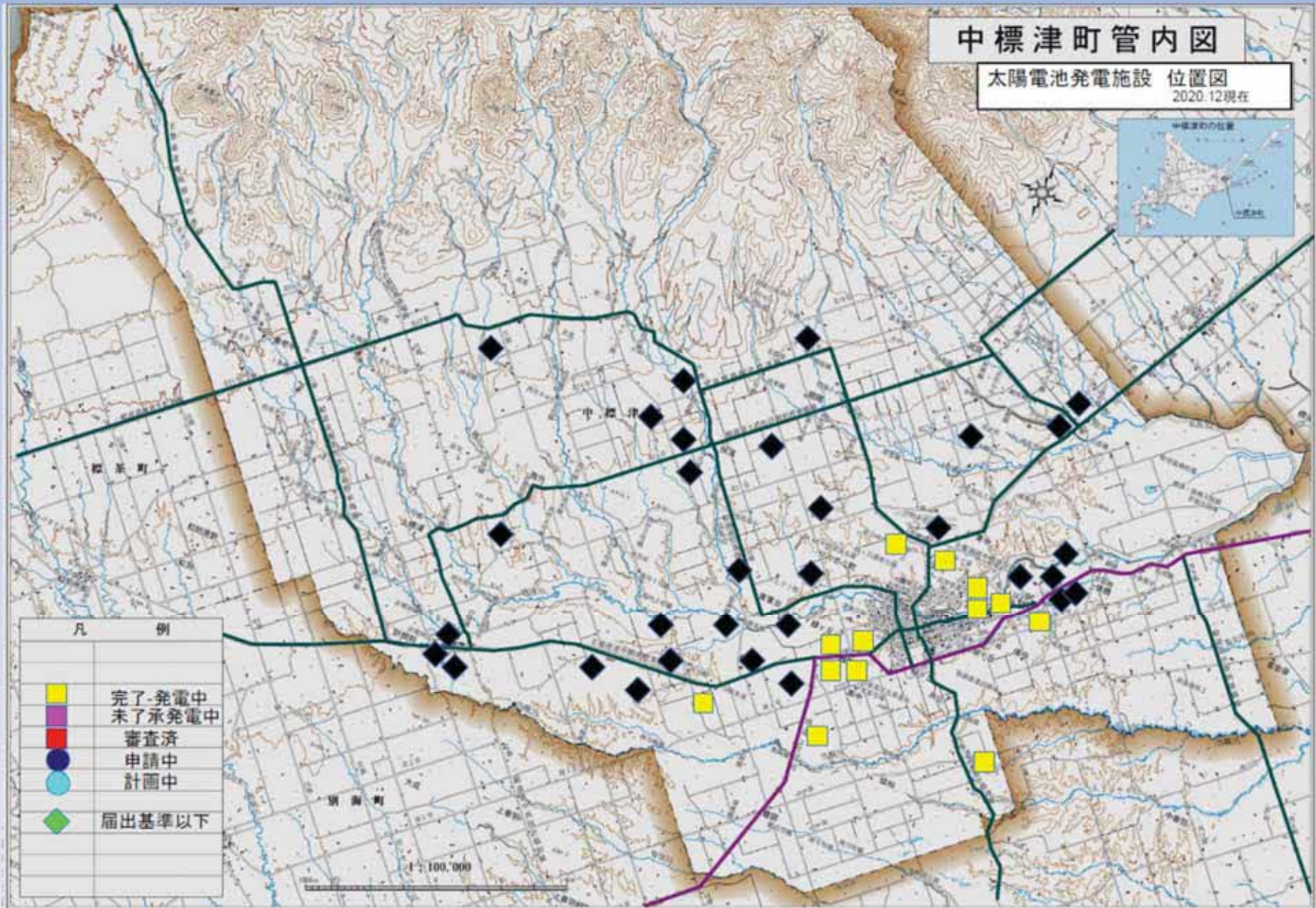
事前協議→同意



太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準（平成25年）



太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準（平成25年）



太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準（平成25年）



景観形成の取り組み

| 年度 | 取り組み |
|------|--|
| H 6 | 景観形成ガイドプラン策定 |
| H 8 | 中標津町景観条例制定（平成9年1月1日施行） |
| H 17 | 開陽台周辺地区を景観形成重点区域に指定 |
| H 18 | 中標津町の格子状防風林保存活用事業報告書 （文化的景観保存活用モデル事業） |
| | 国道272号バイパス沿いの景観形成基準 |
| H 19 | 携帯電話基地局設置に係る指導指針（H25改定） |
| H 23 | 中標津町都市計画マスタープラン見直し |
| H 25 | 太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準 |
| H 27 | 中標津町景観計画策定着手 |
| H 29 | 中標津町景観計画施行 |



景観行政団体

景観法に基づく景観計画を策定するためには、景観行政を担う「景観行政団体」にならなければならない



北海道との協議が終了し、中標津町は平成29年4月1日から
景観行政団体になりました。



中標津町景観計画（平成29年5月施行）

**歴史、文化、産業との融和、自然との
共生による景観まちづくり**
～中標津町の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～



景観計画策定の目的

「まちへの誇りや愛着を持てる“ふるさとなかしべつ”と「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」を目指し、まちの財産である中標津町の景観を後世に引き継ぐ

計画策定にあたり留意したこと



- ①平成8年に制定した**中標津町景観条例**の**理念を継承**
- ②「町民」「活動団体」「事業者」「行政」との**協働**による**景観まちづくり**を目指す
- ③景観形成を協働の現場として、**すぐに取り組むことができる**ことに留意

2

基本理念

歴史、文化、産業との融和、 自然との共生による景観まちづくり

～中標津町の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～

1

景観特性

自然環境特性

農村環境特性

暮らし・
交流拠点特性

協働の景観ま
ちづくり特性

3

基本方針

1. 空と緑の広がりのある自然景観を守ります

2. 格子状防風林のある農村景観を守ります

3. 歴史と文化、産業を感じる景観を守り、
育て、交流とにぎわいを創出します

4. 協働による景観まちづくりを進めます

4 景観特性ごとの景観まちづくり方針

共通事項 ≫ 風土に調和した良好な景観形成を図ります

① 周囲の環境との調和

② 良好な眺望に配慮

③ 景観への意識と理解の醸成